

令和6年12月6日

郡市区等医師会様

大阪府医師会
(公印省略)

「養育支援者情報提供票」の実施要項(令和6年度改訂版)及び各市町村における送付先の周知について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび、大阪府より標記の件につきまして、別添の通り通知がありました。

要養育支援者情報提供票については、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする方及びその家族にかかわる保健医療の連携体制の整備を目的に大阪府が運用しています。

本年度より、市町村においてこども家庭センターの設置が努力義務となり、組織改編や統括支援員の配置が進んでいる状況をふまえ、要養育支援者情報提供票実施要項を一部改訂し、さらに、送付先である各市町村の母子保健担当窓口についてとりまとめた表を大阪府のホームページへ掲載したとのことです。

つきましては、貴会におかれましてもご了知のうえ、会員医療機関へのご周知方を何卒、よろしくお願いいたします。

「要養育支援者情報提供票」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100040/kenkozukuri/boshi/renkei.html>

* 情報提供票の受理件数等についても掲載